

自然災害の語り継ぎ（前編） ～自然災害伝承碑を通して～

玉野 絵利奈（AIG 総合研究所 研究員）



みなさんはこのマークが何を意味しているかご存知ですか？

これは2019年3月15日に新しく制定された自然災害伝承碑を示す地図記号です。自然災害伝承碑とは過去に発生した自然災害（津波、洪水、火山災害、土砂災害等）の規模や被害の情報を伝える石碑やモニュメントのことで、今年6月から国土地理院のウェブ地図、9月からは2万5千分1地形図に掲載が開始されました。国土地理院では自然災害伝承碑を地図を通して伝えることで当時の被災状況と教訓を伝え、地域住人の防災意識向上に役立てることを狙いとしています。

AIG 総研は自然災害の語り継ぎを活用したレジリエントな社会の形成を目指す専門家や組織をサポートしており、阪神・淡路大震災からの25年目の節目である2020年1月に神戸市で開催される「2020世界災害語り継ぎフォーラム」に協賛しています。自然災害の被害からの復旧・復興が長期にわたることを避けるためには、被害が致命的なものにならず迅速に回復できるよう、強さとしなやかさ（レジリエンス）を予め備えることが重要です。その取組みの一つとして位置づけられるのが、自然災害の語り継ぎです。本コラムでは、AIG 総研の所在する大阪で地図に掲載された2つの自然災害伝承碑から、過去の自然災害とその教訓が伝承碑によってどのように語り継がれているかをみていきます。



自然災害伝承碑「大塚洪水記念碑」（筆者撮影、以下同じ）

一つ目は大阪府高槻市大塚町にある「大塚洪水記念碑」で、淀川氾濫による水災について伝承しています。1917年（大正6年）9月29日から降り続いた大雨により淀川の水位が上昇、10月1日に高槻市大塚町の堤防が約200メートルにわたって決壊し、大きな被害をもたらしました。琵琶湖から淀川への水の放流量を調節する南郷洗堰（滋賀県大津市）は1904年（明治37年）に竣工、淀川の改良工事は1910年（明治43年）に完了し、地域住民はこれで洪水の

心配がなくなったと安心した矢先の出来事でした。

AIG 総研が入居をしているグランフロント大阪からも淀川が見えますが、河川敷の公園ではスポーツやピクニックなどを多くの人が楽しんでおり、日常のその姿からは淀川が氾濫することは



淀川河川公園の様

想像しにくいです。しかし「大塚切れ洪水記念碑」には「安居必勿忘危（安楽に暮すらしていても、絶対に危機のあることを忘れてはならない）」という教訓が刻まれており、人々の防災意識の喚起・向上を促しています。

二つ目は大阪府大阪市浪速区幸町、JR 環状線大正駅近くにある「大地震両川口津浪記石」という石碑です。1855 年（安政 2 年）に建てられ、地震と津波の被害について伝承しています。



自然災害伝承碑「大地震両川口津浪記石」正面

この石碑には 1854 年（嘉永 7 年）に発生した安政南海地震における地震や津波の被害状況、人々の避難の様子、堀川上の川船に乗り込んで避難した人々が大きな被害を受ける過程が記載されています。また、1707 年（宝永 4 年）に発生した宝永地震の時にも同様の被害を経験したものの、年月を経て伝え聞く人も稀になり今回も同じような被害をこうむったと、災害の教訓を語り継ぐことの大切さを後世への戒めとして伝えています。そして、「大地震両川口津浪記」石碑は「心ある人は時々碑文が読みやすいよう墨を入れ、伝えていって欲しい」という文で締めくくっています。同一地域で発生する地震災害は、短くとも数世代に 1 度と発生頻度が比較的低いことから、前回の地震災害がなんらかの手段を媒体として次世代へ継承されていく条件がなければ、震災の経験が後世へ伝承されることはなく、数十年ほどで忘れ去られるといわれています（西山、2004）。また、地域コミュニティの疲弊が見られる大都市では、その土地の災害の教訓を伝える場が存在しないケースがあるかもしれません。「大地震両川口津浪記」石碑は今も地域住民によって定期的に墨入れが行われており、災害の教訓を語り継ぐ仲間たちの重要性を教えてください。



同伝承碑裏面

次号、本コラム後編では「2020 世界災害語り継ぎフォーラム」で発表される、先人の言葉へ耳を傾け、そして後世へ伝えるための様々な取り組みについてご紹介します。

(出典)

- 国土地理院ウェブサイト「自然災害伝承碑」(<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>)
- 高槻市 YouTube 「【高槻市】クローズアップ NOW「淀川大塚切れ 100 年 水害を知り、考え、そして行動する」」(<https://www.youtube.com/watch?v=TOsWi7tWsUI>)
- 国土交通省淀川河川事務所 (<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/know/history/ootsuka/index2.html>)
- 「1854 安政東海地震・安政南海地震」平成 17 年 3 月 (内閣府) P63-67
(http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1854_ansei_toukai_nankai_jishin/index.html)
- 西山昭仁, 「安政南海地震 (1854) における大坂での震災対応」歴史地震, 第 19 号, p116-138, 2004

※本ドキュメントは保険もしくはその他一切の金融商品の販売、勧誘を意図したものではありません。また、本ドキュメントは具体的な特定の取引をご提案するものではなく、その実現性を保証するものでもありません。

※AIG 総合研究所 (以下「AIG」と呼びます。)は、本ドキュメントの利用あるいは利用の結果に関して、その正確性、精度、信頼性などについていかなる表明および保証も行わないものではなく、その利用の結果については責任を負いません。AIG は、本ドキュメントがいかなる場所においても適切であり利用可能であることを表明するものではありません。AIG は、正確かつ最新の情報を本ドキュメントで提供しようとする合理的な努力をしていますが、誤差・脱漏が生じる場合があります。

※AIG あるいは本ドキュメントの企画、作成または提供に関わるいかなる当事者も、お客様が本ドキュメントを利用したことあるいは利用できなかったことに起因する直接的、偶発的、結果的、間接的損害あるいは懲罰的賠償の責任を負うものではありません。

※本ドキュメントに掲載されている内容に関する権利は、AIG および AIG が利用許諾を得た著作権者に帰属します。無断で転用・複製・改変をすることはできません。